

# 登山者に該当しないことの申出

令和 年 月 日 ※

静岡県知事 様  
(静岡県スポーツ・文化観光部  
富士山世界遺産課長 様)

住所  
名称  
代表者

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の職氏名)

静岡県富士登山条例(令和7年静岡県条例第24号)第2条第2号に規定する登山者から除く者として、次のとおり申し出ます。

名称 (団体又は所属名)					※	
業務名					※	
業務概要	別途、業務内容が分かる資料を添付してください。 例) 事業計画、通知文・依頼文、契約書の写し など					
区分			条例ア		※	
従事予定人数(概算)	延べ			人	※	
担当者	団体・所属				※	
	職・氏名				※	
	連絡先	電話番号				※
		FAX				
E-mail					※	
備考						

あわせて、次の事項について、誓約します。(■や☑に変更してください)※

<input type="checkbox"/>	業務として入山する必要がない者が通行証を使用し入山することがないように管理を徹底します。
<input type="checkbox"/>	入山をした後、該当事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。

※は必須項目です。

## <注意事項>

- ・申出者は次のとおりとしてください。行政機関等の委託業務として外部団体等が入山する場合、原則、発注者が申出をお願いします。  
静岡県庁内の所属:所属長  
上記以外の機関・団体:機関・団体の長
- ・該当者(名称):団体名または所属を記載してください。行政機関等の委託業務として外部団体等が入山する場合、原則、発注者となる行政機関・所属名を記載してください。  
記入例)〇〇市〇〇課、株式会社〇〇
- ・該当者(従事予定人数):該当人数の把握のため、概算人数を記載してください。記載人数以上の入山を制限するものではありません。

# 登山者に該当しないことの申出

令和●●年●●月●●日 ※

静岡県知事 様  
(静岡県スポーツ・文化観光部  
富士山世界遺産課長 様)

住所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 ※  
名称 静岡県(●●市) ※  
代表者 ●●課長 ●●(●●市長 ●●) ※

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の職氏名)

静岡県富士登山条例(令和7年静岡県条例第24号)第2条第2号に規定する登山者から除く者として、次のとおり申し出ます。

名称 (団体又は所属名)		静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課	※	
業務名		富士登山入山規制業務	※	
業務概要		別途、業務内容が分かる資料を添付してください。 例) 事業計画、通知文・依頼文、契約書の写し など		
区分		条例ア	※	
従事予定人数(概算)	延べ	10	人 ※	
担当者	団体・所属	富士山世界遺産課交流・継承班	※	
	職・氏名	主事 静岡 太郎	※	
	連絡先	電話番号	111-1111-1111	※
		FAX	222-2222-2222	※
E-mail		xxx@xxx.lg.jp		
備考		例年、必ず発生する業務です。 (例年、必ず発生する業務の場合は、その旨記載してください。)		

あわせて、次の事項について、誓約します。(■や☑に変更してください) ※

■	業務として入山する必要がない者が通行証を使用し入山することがないように管理を徹底します。
■	入山をした後、該当事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。

※は必須項目です。

## <注意事項>

- ・申出者は次のとおりとしてください。行政機関等の委託業務として外部団体等が入山する場合、原則、発注者が申出をお願いします。  
静岡県庁内の所属:所属長  
上記以外の機関・団体:機関・団体の長
- ・該当者(名称):団体名または所属を記載してください。行政機関等の委託業務として外部団体等が入山する場合、原則、発注者となる行政機関・所属名を記載してください。  
記入例)○○市○○課、株式会社○○
- ・該当者(従事予定人数):該当人数の把握のため、概算人数を記載してください。記載人数以上の入山を制限するものではありません。

静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務

区分	内容
条例ア	山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務
条例イ	山岳遭難を未然に防止するための業務
条例ウ	山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務
条例エ(規則1)	非常災害に対処するための業務
条例エ(規則2)	森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務
条例エ(規則3)	生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務
条例エ(規則4)	自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の管理の業
条例エ(規則5)	道路法第15条及び第42条第1項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務
条例エ(規則6)	公共工事の施工又は監理の業務
条例エ(規則7)	警察法第2条第1項に規定する警察の責務の遂行のための業務
条例エ(規則8)	静岡県世界遺産富士山基本条例第2条第2号に規定する富士山の保全の業務
条例エ(規則9)	次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務 ア 放送法第2条第26号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備 イ 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物 ウ 電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備
条例エ(規則10)	その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの